

館林市電子入札運用基準

1 趣旨

館林市がぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ館林市が指定及び公表する調達案件（以下「電子入札案件」という。）に適用する。

3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。

協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC（公共事業等支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 利用者

本システムを利用する個人又は法人をいう。

(3) ぐんま電子入札共同システム

館林市が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。

本システムは次のサブシステムから構成される。

① 電子入札システム

入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム

② 入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

③ 入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(4) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入開札及び見積合せに関わる業務をいう。

(5) 紙入札

本システムを使用しない、従来 of 紙による入開札及び見積合せに関わる業務をいう。

(6) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。

(7) ID／パスワード

本システムにおいて、利用者を特定するために協議会が発行するID／パスワードをいう。

協議会は、館林市の職員に対して本システムの利用の権限に応じたID／パスワードを発行する。

協議会は、入札参加資格者名簿に登載を希望する業者に対して、ID、入札参加資格申請用パスワード及び入札用パスワードを発行する。

(8) 発注担当者

館林市において、発注に関わる業務を担当する者をいう。

(9) 入札参加者

本システムを用いて入札若しくは見積合せに参加する者又は入札若しくは見積合せに参加しようとする者をいう。

4 電子入札による調達案件の取扱い

発注担当者は、電子入札案件については、4-1又は4-2による場合を除き、入札参加者の紙入札による参加を認めないものとする。また、4-1及び4-2のいずれの場合も入札参加者が既に本システムにおいて入札書又は見積書（以下「入札書」という。）を提出済みのときは、当該入札書は開札しないものとする。

4-1 紙入札での参加を認める基準

発注担当者は、次のいずれかに該当する場合で、入札参加者が紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加を認めるものとし、紙入札参加申出書（別記様式第1号）を入札書又は見積書受付締切日時（以下「入札書受付締切日時」という。）までに提出させなければならない。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- (2) 12-2に示す場合
- (3) 発注担当者が公正性・経済性の観点から紙入札による参加が必要である又はやむを得ない事由であると判断した場合

4-2 発注担当者の責による紙入札への変更の基準

発注担当者は次のいずれかに該当する場合は入札参加者に対し紙入札による参加に変更できるものとし、変更した場合は紙入札移行通知書（別記様式第2号）により変更となる入札参加者に対し通知をしなければならない。

- (1) 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合
- (2) 12-1に示す場合で、発注担当者が紙入札による執行が必要であると判断した場合

5 調達案件の設定等

5-1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が本システムに発注案件を登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うものとする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日の前日（前日が閉庁日の場合は、それ以前の直近の開庁日）の正午を基準とする。
- (2) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条第3項に定める期間については、指名の通知又は入札の参加資格確認結果の通知を行った日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始日は、入札書受付締切日の3日前を基準とする。
- (5) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも発注案件の内容等諸条件

を勘案して設定するものとする。

5-2 入札説明書等の電子ファイルの形式

発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として書き換えのできない PDF により作成することとする。積算内訳書（以下「内訳書」という。）、申請書等の入札参加者が提出のために編集を要するものについては、次の電子ファイルの形式により作成するものとする。

① Microsoft Word : Word2007 以降で、発注担当者が認めたもの

② Microsoft Excel : Excel2007 以降で、発注担当者が認めたもの

電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP 形式を使用するものとするが、自己解凍方式は使用しないものとする。

5-3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

公告日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は登録情報を修正し、又は当該案件の入札又は見積合せを中止する等の処置を行うものとする。この場合において、確実な連絡方法（電話又は F A X 等、以下同じ。）により入札参加者に連絡を行うものとする。

6 参加資格確認申請、内訳書等

発注担当者は、電子入札発注案件において条件付き一般競争入札方式により発注した場合は、入札参加者に対して、原則として本システムによる参加資格確認申請等を求めるものとする。また、案件により内訳書等の提出を要する場合についても同様に本システムによる提出を求めるものとする。

6-1 関係書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、入札参加者に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として書き換えのできない PDF による作成を求めるものとする。ただし、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めることができるものとする。

① Microsoft Word : Word2007 以降で、発注担当者が認めたもの

② Microsoft Excel : Excel2007 以降で、発注担当者が認めたもの

電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP 形式を指定するものとするが、自己解凍方式は認めないものとする。

6-2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく郵送又は持参による提出を求めるものとする。

- (1) 入札参加者が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でないと認められる場合
- (3) 発注担当者から別途指示がある場合

6-3 内訳書の事前確認

発注担当者は、本システムにより提出された内訳書を入札書受付締切後、開札前に確認することができるものとする。この場合において、事前に印刷出力した内訳書は、内容が外部に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

6-4 ウイルスの感染

発注担当者は、本システムにより提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、当該入札参加者に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導するものとする。

7 入札説明書等・調達案件内容に対する質問回答

7-1 質問

入札参加者からの発注案件に関する質問は、電子メール又は発注担当者窓口へ持参することにより受け付けるものとする。

7-2 回答

発注担当者は、7-1により受け付けた入札参加者からの質問に対する回答は、電子メール又は本システムにて公開することより行うものとする。

8 入札書等

8-1 入札等の辞退

入札参加者は、入札書の提出を辞退するときは、入札書の受付期間内に本システムによ

り辞退しなければならない。ただし、システム障害等のやむを得ない事由により本システムで辞退することができない場合は、入札書受付締切日時までに発注担当者へ入札・見積辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

8-2 紙入札による場合

紙入札による参加を認められた入札参加者は、入札書又は見積書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に入札書を封筒に封入し、封印のうえ発注担当者窓口へ提出しなければならない。この場合において、当該封筒の余白に「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載するものとする（9-1参照）。

発注担当者は、提出された入札書について内容が外部に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

9 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うものとする。なお紙による入札書が提出された場合は、開札予定日時以降に発注担当者が入札金額又は見積金額及びくじ番号を本システムに入力した後、速やかに開札を行うものとする。

9-1 くじの実施について

発注担当者は、落札となるべき金額を入札した者又は見積もった者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじ番号を用いた本システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

10 入札参加者のICカード及びパスワード

10-1 電子入札に使用できるICカード

館林市の電子入札に参加できる者は、館林市の入札参加資格を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。

10-2 ICカードの名義

ICカードの名義は次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札、見積り及び契約に関する委任を受けている者

10-3 ICカードが失効した場合の取扱い

本システムに利用者登録した I C カードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合、I C カードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該 I C カードによる電子入札への参加を認めない。

ただし、当該企業において登録している他の有効な I C カードがある場合は、当該 I C カードを用いて電子入札に参加することができる。

10-4 特定建設工事共同企業体における I C カードについて

特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）用に利用者登録可能な I C カードは、特定 J V の代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者の I C カードとする。

10-5 権限のない者の I C カードが使用された場合の取扱い

入札、見積り及び契約に関する権限のない者の I C カードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

11 不正行為等

入札参加者が I C カード、I D / パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出等不正な行為により入札又は見積合せを行った場合その他本システムの不適切な使用を行った場合は、館林市は指名停止等の適切な措置をとるものとする。

12 システム障害等について

12-1 発注者側の障害について

発注担当者は、本システムのサーバ、ネットワーク若しくは関係機器・施設等又は館林市のネットワーク若しくは関係機器・施設等の障害その他やむを得ない事情により入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うものとする。

この場合において、本システムで連絡する又は本システム以外の確実な連絡方法により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

12-2 入札参加者側の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査

検討して、必要があれば入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うものとする。

この場合は、本システム以外の確実な連絡方法により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この運用基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この運用基準は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。

年 月 日

館林市長 宛

申し出者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

紙入札参加申出書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、電子入札システムを利用したの参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

1 案件番号及び案件名称

2 電子入札システムを利用できない理由

年 月 日

入札参加者 様

館林市長

紙入札移行通知書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、紙入札に移行することを通知します。

記

- 1 案件番号及び案件名称
- 2 開札日時
- 3 開札場所
- 4 紙入札に移行する理由